

モビリティ人材育成事業推進業務仕様書

1 業務の名称

モビリティ人材育成事業推進業務

2 業務の目的

赤磐市の主な交通手段は、自家用車、JR、バスである。市南東部にJR熊山駅を有しているものの、JRは市外の駅利用が主である。また、民間バス、広域路線バス、市民バス及びタクシーが運行しているが、人口減少や少子高齢化が進行し、利用者、運転者の減少による減便・廃止等、公共交通事業を取り巻く環境は年々厳しさを増している。このような状況のなか、需要と供給の変化に合わせた地域の公共交通体系の見直しが求められている。

従来は主に交通事業者や行政が公共交通機関の維持・確保に取り組んできたが、今後は利用者である住民も巻き込み、三者一体となり本市に必要な移動手段の在り方や、地域公共交通の課題解決に取り組む必要がある。

本業務では、交通事業者や自治体職員に加え、市民など様々な立場から地域交通をコーディネートできる人材を育成することで、交通事業者・行政・市民が三者一体となり地域公共交通の課題解決に取り組む基盤を形成すると共に、地域公共交通の課題解決につながる新たな取組の検討を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

4 業務の内容

(1) データ分析

赤磐市の所有する公共交通データを分析し、本市の公共交通の傾向、課題を抽出し、報告書に取りまとめる。

- ・赤磐市民バス（全路線）
- ・赤磐市広域路線バス（全路線）
- ・赤磐市ハレカーフ（高齢者、障害者・難病患者等対象の路線バス運賃割引）
- ・がんばろう赤磐WAKUWAKUタクシー券配布事業（高齢者、妊婦及び障害者等へのタクシー券配布。令和5年度のみ実施）

(2) 講義、ワークショップの企画運営

ア 講義

- 4 (1) の報告書を基に資料を作成し、データ分析の手法等、交通政策を考

える上で必要となる知識や様々な手法について学べる講義を企画、運営する。

講義は計1回、対面およびセミナー形式で開催することとし、参加者は交通事業者、地域の区長、福祉・介護関係者、観光団体、まちづくり団体、自治体職員等を対象に50名程度とする。

イ ワークショップ

4(2)アの講義で身に着けた知見を基に、本市の地域交通の課題解決につながる交通政策を立案するワークショップを企画、運営する。

ワークショップは計2回、対面および少人数のグループワーク形式で開催することとし、参加者は4(2)のセミナー受講者とする。

第1回のワークショップでは、全国の公共交通課題の解決事例を活用しながらケーススタディを行い、地域交通の課題解決につながる交通政策案について検討を行う。

第2回のワークショップでは、第1回で検討した交通政策案について発表する「新交通政策コンペ(仮称)」を開催する。

(3) プログラムの制作・実施

ア 講師及びファシリテーターの調整・手配、資料等の制作、必要な設備・機材の確保・手配、動画の撮影・配信(オンデマンド・ライブ)、及び必要なスタッフの手配等を実施し、会場は本市内とする。

イ 講師を依頼する際は、本業務の趣旨を踏まえ選定し、事前に本市と協議をした上で確定する。

(4) 普及啓発活動の実施

本事業の講義及びワークショップで得られた知見や、提案された交通政策案について、動画及びテキスト等でとりまとめる。

とりまとめ結果を基に、リーフレットを500部程度作成する。

(5) 成果とりまとめ

本事業の参加者へアンケートやヒアリングを行い、事業の効果検証を行うとともに、本業務で実施した内容を成果報告書としてとりまとめる。

5 成果品

成果報告書 A4判簡易製本 1部 及び 電子データ一式

啓発活動用動画及びテキスト等データ リーフレット

※電子データは、本市のPC環境で加工可能なデータ形式(ワード、エクセルPDF形式等)で納入すること。また、業務において作成した調査・分析資料等のデータについて、本市から求められた際は、随時提供すること。

6 その他の注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託事業者の負担とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 受託事業者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託事業者の負担とする。
- (6) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。
- (7) 受託事業者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (8) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規則等に準拠して行うものとする。